

福岡市環境審議会循環型社会構築部会議事要旨

I 開催日時等

1 日時 平成 30 年 11 月 28 日（水） 10:00～12:00

2 場所 アクロス福岡 6階 608 会議室

3 議 事

事業系ごみの減量施策について

4 報告

(1) 福岡市災害廃棄物処理計画の策定について

(2) 事業系ごみの新収集体制の実施について

5 出席者（50 音順，敬称略）

氏名	役職等
阿部 真之助	市議会議員
勢一 智子	西南学院大学法学部 教授
平 由以子	NPO法人循環生活研究所 理事長
田中 綾子	福岡大学工学部 教授
久留 百合子	(株)ビスネット 代表取締役/消費生活アドバイザー
○ 二渡 了	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
松野 隆	市議会議員
◎ 松藤 康司	福岡大学工学部 教授

○会長

◎部会長

II 議事要旨

- 委員：最終的に古紙の分別義務化導入は必要と考える。義務化までに各事業者に対し意識啓発等の施策を実施していくとのことなので良いと思う。
- 質問だが、市有施設の回収ボックスでの事業系古紙の受入れは区役所等を想定しているのか。家庭系古紙との区別はどのようになるのか。区役所等であれば近場の人はいいかもしれないがそうでない人は利用しづらいのではないのか。
- 資源循環推進課長：家庭系古紙を受け入れている区役所・市民センター9か所の資源回収ボックスでの受入れを想定している。区役所・市民センターは割と利用しやすいと考えているが、その後の展開については、導入開始後、利用状況やトラブル等を踏まえ、校区紙リサイクルステーションへの働きかけ等を考えていきたい。
- 委員：ごみ処理量の計画と現状が乖離しているが、元々下げる目標としていたから乖離しているともいえる。どういう施策で下げる計画としていたのか。また、何が問題だったのか解析しないと次の施策を導入する際も目標達成に繋がらないのでは。
- 循環型社会計画課長：27年度の基本計画の見直しの際、事業系ごみのうち、古紙で3万トン、食品廃棄物で3万トン、その他の施策で4万トン減量することとしていた。そのため、古紙については小規模事業者が排出しやすい仕組みとしてリサイクルベースを導入したところである。食品廃棄物についてはリサイクル事業者が決定しているが、施設建設について地元と交渉中であり、その他の施策として併せ産廃の中から民間受入れ体制が整った木くずの資源化を始めることとしたものである。
- 委員：まず古紙のヒアリングについて何事業者から聴取したのか。今後の施策については全体としては同意だが情報の出し方については十分留意されたい。最初からいきなり情報を出すと反発が大きいと考えられる。まず経済活動の結果ごみがどの程度発生し、市としてどういう取り組みをしているものの、一人一人努力が必要という認識を浸透させる必要があると考えられる。環境局の仕事は意識を変える取り組みであり、根本の意識を変える取り組みが重要と考える。
- 委員：古紙のヒアリングについてはふくおか環境財団の収集地域で、市の職員と財団で中央区内の89事業者に対して実施した。周知については、議会に諮った後、パブリックコメントを経て正式に市民・事業者への周知を考えている。時期としては、31年10月からの周知を考えているが、事業者等との協議次第では、3ヶ月から半年遅れることもありうる。
- 委員：誘導策を30年度、31年度に実施し、その後に義務化との説明であるが、

先に将来に義務化をするという方針を示さないと、直近の誘導策は効果がないと考える。

義務化されるタイミングを明示し、それに目指して各事業者での体制整備を考えていただきつつ、啓発・誘導策を実施すべきである。

また、委員より指摘があったところであるが、当初の目標値との乖離については、どの施策が効果が出ていないか等を分析し、施策を修正する等が重要と考える。

それがPDCAサイクルの基本であり、データを元に丁寧に行っていくべきである。

質問だが、他政令市において、事業系古紙の分別を義務化している都市はどこで、いつからの実施か。

循環型社会計画課長：古紙の分別義務化については、千葉市、横浜市、京都市、広島市、北九州市、熊本市で実施している。いつからかは把握していない。

委員：都市によって都市構造が違い、一概に比較はできないが、他都市がいつから実施し、どの程度の効果が出たのかはホームページの情報だけでなく、ヒアリングや情報提供を受ける等他都市の知見を活かして義務化に進んで頂きたい。

また、札幌市は、家庭ごみの雑がみを分別収集しており、事業系もやっているのではないかと考える。

委員：木くずの搬入禁止についてだが、以前、市では街路樹の剪定枝リサイクルしていたが今後は止める予定ときいている。搬入禁止した後、木くずをどのようにするのか。

他都市では焼却施設をエネルギー回収施設と位置づけているところもあり、民間にも同様の考え方を持っている人がいると思われるので、なぜ持ってきてはいけないのか、市が排出する木くずをどうしているのかも含め福岡市の考え方を明確に説明すべき。

部会長：木くずについては分別せずサーマルリサイクルするという考え方もあるが、もっと大きな視点で、脱焼却への施策誘導も必要と考える。

話は変わるが、雑がみについては、「雑」という言葉が資源化に結びつかないためネーミングの変更が必要と思う。一度決定するとなかなか変更できないので博多に合った名称を考えて頂きたい。

さらに、古紙分別義務化について、びん・ペットボトルの袋のように、経費に対する政策誘導はあるのか。

循環型社会計画課長：許可業者がサイズの小さく料金の安い30Lの袋を使って営業している他、リサイクルベースでは処分料金を清掃工場の半額にしている。

部会長：古紙を分別すれば手間はかかるが、経費節減になるというのは理解できる。市もごみが減れば助かる。しかし、許可業者はそのまま清掃工場に搬入するのが最も効率がよいわけで、古紙の分別回収による手間の増加や、運搬料金

が減少するとなると収支が悪化する。一方だけに都合のよい施策でなく、双方が納得するようなきめ細かな施策が必要ではないか。

委員：ごみを減らすのか、古紙を資源化するのか、目標が定まっていなように感じる。

許可業者は古紙も燃えるごみとして収集すれば収支が最もいいわけであるが、排出事業者の古紙に対する認識をきちんと変える必要があると考える。

市の説明では、紙ごみ、段ボール等、イメージが明確でないため、排出事業者が今までダンボールを古紙回収業者に出していたものを許可業者に出したりと混乱があると聞いている。

市として排出事業者は何の行動が必要なのか明確に示すべき。

その上で、PDCA サイクルをきちんと回し、許可業者と古紙回収業者からの意見を十分に聞き、課題を捻出し、施策を進めて頂きたい。

循環型社会推進部長：PLAN DO CHECK についてであるが、現在資源になる紙は積極的に排出事業者に分別していただき資源化していこうという PLAN DO の部分を行っているところである。

その中で、うまくいっていない部分はあるかもしれないが、今まで燃えるごみに含まれていた古紙を分別してリサイクルベースに持ち込むという取組みを進めており、排出事業者へのメリットとしては、リサイクルベースの処理料金を清掃工場の半額にしている。

経済的メリットとしては、まだまだ排出事業者には大きな魅力と感じられていない点があり、そういった点が PDCA の C の部分で、施策の見直し・新たな取組み等を行っているところである。

部会長：今後、小袋が普及すると排出事業者は得をするが、古紙を分別回収し、ベースに持ち込む許可業者にとっては得をしない状況になってしまうと、許可業者だけ負担を強いられる形になってしまうので、施策のバランスを取られたい。

委員：PDCA サイクルについては、1年・2年単位で取り組むのではなく、問題点が出てきたらすぐに PDCA を回されたい。1年たったら意識格差が広がりすぎ、せつかく取組み始めた人が他の人がしていないなら、自分たちもしないとなりかねない。

循環型社会推進部長：リサイクルベースについては、今年5月に稼動して、当初はなかなか動き出さなかったが、職員が毎日のように現場に行き、リサイクルベースのメンバーと共に考え問題点を克服していった。また、許可業者に対しては各許可業者を訪問し、実状に応じてアドバイス等行ってきたところであり、今後とも緊密にやっていきたい。

委員：現在、世界中で転換期であり、許可業者の方々も仕事が将来いろいろ変わっていくことを見据えて物事を進めるべきである。市は大きな視点と、中長期の計画、課題の解決等を、市民の方々、事業者の方々に見えるように、取り

組んでいくことが大事である。都市部から何をしていくかはとても重要であり、福岡市の動向は注目されている。

例えば、意識の高い事業者は内部でビニールのリサイクルシステムの構築などを既に行っているが、紙ごみやダンボールをどうリサイクルすればいいかわからないといった事例もある。経済的メリットが見えるようにするというのではなく、意識を変える啓発が必要である。

また啓発の仕方にしても、京都のしまつのこころ条例やインドのグリーンガンジー政策にあるように、マインドに響く施策・教育に取り組んで欲しい。

部会長：他都市の先行事例をヒアリングし、問題点の洗い出しと、施策の取組み目標や減量効果等をもう少し示されたい。

また、大きな転換であり、全体的にまじめすぎるので、キャッチコピー的な、はっと飛びつくような、打ち出し方を検討されたい。

委員：災害廃棄物処理計画は福岡市が被災した場合に発生する廃棄物の処理について定めるものであるが、熊本地震の際に受入支援を行ったように、他都市が被災した場合の支援についてどのように記載しているのか。例えば、連携している都市名などは記載しているのか。

循環型社会計画課長：素案 11 ページのとおり、協定の締結先を記載している。

委員：災害廃棄物処理計画は震災廃棄物処理計画の改定という位置付けだが、主な改定のポイントは何か。

循環型社会計画課長：震災廃棄物処理計画は地震のみを対象としていたが、災害廃棄物処理計画では地震に加えて津波、台風、豪雨、洪水等の自然災害全般を対象としている。また、受援・支援体制について、震災廃棄物処理計画では近隣自治体からの受援のみ記載しているが、災害廃棄物処理計画では北九州市及び熊本市との協定や D. Waste-Net 等の広域支援体制の活用、他の自治体が被災した際の支援についても記載している。その他、職員の訓練、避難所ごみ、解体・撤去についても記載している。

委員：回答された改定箇所は重要である。改定によってどこが変わるのか強調し、新しい計画のあり方を議論していただきたい。

また、支援・受援体制、特に自治体との連携は重要である。広域でなければ対応できないくらい災害廃棄物処理には困難が伴うものである。

これは情報提供だが、熊本市では熊本地震で苦慮した経験を踏まえ、廃掃法の改正を地方分権改革の提案募集に提出している。今後の動向を注視していただき、計画に反映できるようであれば、対応をお願いしたい。

委員：計画は文章で作成するため、分かりにくいところがある。マニュアルではないが、別途、付録のような形で市外の処理施設の受入余力などの要点をまとめたものを作成した方が良いのではないか。

部会長：計画ではリサイクルの推進や有害廃棄物対策を方針としているが、実際の災

害現場はそれどころではない。この計画は災害時の混乱した状況では役に立たないのではないか。

二次仮置場については、福岡市には東西に大規模な最終処分場跡地があり、そこを活用すれば、衛生的な災害廃棄物処理ができる。

また、北海道胆振東部地震では大規模停電が2日間に渡り、パニックとなったが、行政と電力会社との情報共有が不十分だった。ぜひ、電力会社などの関係機関との連携も図っていただきたい。

東日本大震災の被災地は地域によって復興にばらつきがあり、特に限界集落などは未だに手つかずの状態となっている。福岡市にはきめ細やかな対応を求めたい。

また、委員の指摘のとおり、執務室の壁に貼れるような計画のガイド版があった方がよい。

さらに、被災地の経験を取り入れたり、地域住民から情報を収集することも必要である。

なお、これはハザードマップの話だが、市内の河川が氾濫した際、道路が冠水し、住民が指定された避難所に避難できないことがあった。計画と現実がかい離しないよう検討が必要である。

循環型社会計画課長：部会長の御指摘のとおり、災害時に実際に使える計画とする必要がある。

災害廃棄物処理計画は基本方針を定めるものであるため、別途、計画に基づくマニュアルを整備する。また、住民に密接に関わる一次仮置場については、パブリック・コメントと並行して自治協議会からも意見を伺い、設置場所を決めていきたい。

委員：遺品整理と引越ごみにかかる限定許可の付与については、厳密にしてほしい。事業系ごみの減量施策で触れられたとおり、無許可業者対策についてもしっかりと取組んでもらいたい。

事業系ごみの収集のバックアップ体制の構築について、バックアップ体制という大義がある中、許可業者は、競争性が導入され地区割制が崩れてくるのではと不安を抱えている。

これまで夜間ごみ収集を支えてきた許可業者のおかげで環境局は責任を果たせており、グループ制の開始にあたっては、許可業者の話をしっかりと聞くべきである。

様々な問題が包含していると思うので問題点を洗い出して、PDCAサイクルを回してほしい。

許されないのは、許可を得てない者が堂々と安い金額で集めて潤っていることであり、行政と市民が毅然とした対応をすべきである。

部会長：許可業者も本音はやっぱり何らかの不安があると思うので、協会三役だけではなく、全許可業者ともっと膝を交えて、しっかりとヒアリングや説明を行うべきである。

委員：災害と不測の事態に備えるというのはとても大事であり、備えられる体制の構築を是非お願いしたい。

先程のごみの減量施策で資源化が進むのはいいことだが、それによって体制がどう変わるのか、相互影響という部分はしっかりと見ながら、体制を考えていただく必要があると思う。

長期的には、全国的に少子高齢化・人口減少が進む中で、福岡市は人口減少が非常に緩やかな部分もあるが、高齢化が進むと生産年齢人口は減り、税収は限られてくるため、効率的な仕組みを整えていくことが非常に大事である。民間の業者も人材確保がとても難しく、AIやICTを活用するという全国的な動きになっており、そういうところも含めて将来的により効率的でサービスの充実した体制を作ることも含めて、しっかりと協議をしていただきたい。

循環型社会計画課長：許可業者の方達には、昭和53年以降この体制で責任収集をやっていただき感謝している。

昨年の部会で案を示して以降、10回以上許可業者の方達と協議を重ねてきたが、長年定着した1地区1業者制の変更ということで、まだ不安があると聞いているので、今後も引き続き丁寧に協議していきたい。

無許可業者対策については、指導文書の送付や聞き取りを行う形で是正指導を行

っており、自己搬入業者を許可業者収集に誘導することも引き続きやっていきたいと考えている。

委員：遺品整理と引越ごみにかかる限定許可の付与について、消費者の立場から見て安心して利用できる業者なのか気になるが、業者の遺品整理等のサービスについても市の許可により市が保障するのか。

せっかく許可を与えられるのであれば、市のごみ処理の観点からだけではなく、ちゃんとした業者であるというところもある程度担保してもらいたいと思う。

循環型社会計画課長：遺品整理業者や引越業者は、これまでごみの収集運搬ができなかったため、遺品整理等と同時にごみを収集運搬できるよう許可を与えるものであり、業者の遺品整理や引越のサービスについて市が保障するものでない。

しかしながら、許可をするうえでは、しっかりと許可要件を絞り込み、不適正な業者に許可を付与しないように審査する。

委員：全体的なことになるかもしれないが、市が市民に対してどういう思いでこの施策をしているのかという理念が見えにくい。

例えば一言で効率と言っても、経済的な効率なのか、培われた経験やスキルによる効率化なのかが見えてこないところがあるので、今後は、是非そういうところも含めて、説明いただくようお願いしたい。